

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける皆様へ ～対策事業のお知らせ～

新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、町民の皆さまをはじめ各事業者の活動に影響が出たほか、経済的打撃が懸念されています。少しでも影響を軽減できるよう、町からの支援策をお知らせします。

あわせて、町施策以外にも支援・対策事業を紹介します。

おもいやりチケット(ハートチケット)～加盟店が増えました～

▶おもいやりチケット(ハートチケット)とは

経営悪化を少しでも解消させるため、町内事業者への代金として利用できるチケットです。全世帯を対象に1世帯あたり5,000円分(500円×10枚)のチケットが配布されます。7月1日から加盟店で利用できます。

▶利用対象

加盟店で利用した代金

▶利用期間

令和2年7月1日から令和3年2月28日まで

▶追加された加盟店

加盟店名	種	加盟店名	種
しじみ亭 奈良屋 (今泉字唐崎255-2)	食	野上ラジオ店 (薄市字沖原22-6)	小
はくちょう亭 奈良屋 (今泉字唐崎255-1)	食	中村鮮魚店 (薄市字玉清水22)	小
ショップ しもやま (高根字小金石729-1)	小	クリーニング ママさん (八幡字盛山316-4)	ク
木村百貨店 (薄市字玉清水21-11)	小	株中里タクシー (中里字龜山450-1)	タ
ラーメン一番亭 (小泊字浜野13-3)	食	わら家 (小泊字小泊192-1)	食
スナック いかり (中里字紅葉坂48-4)	食	株カネイチ (小泊字大山長根115-3)	小
小泊おさかな海岸 (小泊字折戸51-34)	食	お菓子工房 じゅうもんじ屋 (小泊字小泊214-1)	小
カフェ ポティロン (小泊字小泊214-7)	食	美容室 る・ぱーる (小泊字下前213)	理

食…飲食、小…小売、タ…タクシー、理…理容・美容

事業者緊急経営支援給付金(エール給付金)～交付要件が拡充されました～

▶事業者緊急経営支援給付金(エール給付金)とは

売上高が減少し、事業活動に支障が生じている町内事業者へ、緊急経営支援給付金を支給します。

7月1日から交付要件が拡充(変更)されました。

▶対象者・給付額

次のすべての要件を満たしている者。

- ・中泊町内に事業所がある者(製造業は、町外に本社などが所在する町内の営業所を含む)
- ・主たる事業(前年収入の割合が最も多い事業)が下記の事業者(農漁業との兼業を含む。)
- ・令和2年2月～6月のうち、ひと月の売上が前年同月と比べ減少している者など
- ・町税の滞納が無い者
- ・過去にエール給付金を受給していない者

【対象業種】

道路旅客運送業、宿泊業、飲食店、配達飲食サービス業、娯楽業、その他生活関連サービス、洗濯・理容・美容業、食品小売業など。また、道路貨物運送業、医療業、その他小売業、製造業、自動車整備業が追加されました。

該当するかどうかは、すでに配布のチラシまたは町ホームページをご覧になるか、水産商工観光課までお問い合わせください。

▶申請・問い合わせ先

水産商工観光課または小泊支所まで。8月31日(月)締め切り。

【用意する書類等】

印鑑、振込先確認書類の写し、営業許可証等の写し、町税の滞納がない証明書、令和元年分確定申告書類の写し、令和2年2月から6月の売上高がわかる帳簿などの写し

売上減少率	支給金額
30%以上	20万円(法人) 20万円(個人)
70%以上	50万円(法人)

国民健康保険の傷病手当金

中泊町国民健康保険の被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染または発熱などの症状があり、感染が疑われたことを理由に仕事を休み、給与等の全部または一部の支払いを受けることができなくなった場合、傷病手当を支給します。

▶対象者

つぎの①から③まですべてに該当する人

①中泊町の国民健康保険に加入している人で給与の支払を受けていること(事業主を除く)

②新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状で感染の疑いがあり仕事を休んでいること

③仕事を休んでいる間、就業先から給与などの支給が、一部または全部なかったこと

▶支給期間

仕事に行くことができなくなった日から起算して、3日を経過した日から仕事に行くことができない期間のうち、仕事に行くことを予定していた日数。

▶支給額(計算式)

(直近の継続した3ヵ月間の給与収入の合計÷就労日数)×3分の2×支給対象日数

※給与が一部減額されて支払われている場合や、休業補償などを受けることができる場合は、支給

額の減額または支給されないことがあります。また、支給額には上限があります。

▶適用期間

令和2年1月1日から9月30日まで

(ただし、入院が継続する場合等は最長1年6か月まで)

▶申請方法

役場町民課国保年金係へ以下のものをご用意のうえ、お願いします。

○本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証・パスポートなど)

○被保険者証 ○印鑑 ○世帯主の口座がわかるもの

○所定の申請書(町ホームページからダウンロード)

※後期高齢者医療保険者の傷病手当について

青森県後期高齢者医療広域連合にて郵送による受付のみとなります。詳細は、青森県後期高齢者医療広域連合ホームページをご確認ください。

子育て応援給付金事業

▶子育て応援給付金事業とは

国の特別定額給付金の基準日を過ぎて生まれた子どもを対象に、子育て応援給付金を支給します

▶申請できる人

令和2年4月28日から令和3年3月31までに生まれた赤ちゃん(令和2年4月28日以降に転入した場合も可)の父、母

▶支給金額

期間内に生まれた子ども1人につき10万円

◎詳しくは、折り込みのチラシをご覧ください。

小・中学校教育用情報機器整備事業

▶小・中学校教育用情報機器整備事業とは

全国の小中学生が1人1台のパソコン、タブレット端末を使えるようにする文部科学省の「GIGAスクール構想」に基づき、町内の小中学校6校に端末を導入します。

この事業によって、教育環境の充実だけでなく、休校中のオンライン授業なども可能になります。

**【重要】
町民の皆さんへ**

町の支援として、これらのほかに実施検討中の事業があります。実施が決定しましたら、広報などまりまたは折り込みチラシ、町ホームページなどでお知らせいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響による 中泊町国民健康保険税の減免

国民健康保険税の納付が困難になった世帯に対し、国が定める基準に基づく国民健康保険税の減免を実施します。

※非自発的失業によって減免制度の対象となる人は、今回の保険税の減免は行われません。

◆減免対象となる保険税

- ・令和2年度の賦課される平成31年度2月及び3月相当分の保険税
- ・令和2年度相当分の保険税

◆対象となる世帯

り患世帯

主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症に感染し、死亡または重篤な傷病を負った世帯は、全額免除となります。

減収世帯

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経済活動の自粛等により、生計維持者の収入の減少が見込まれ、次の①～③のすべてに該当する世帯は、減免となります。

- ① 今年の見込事業収入等(事業、不動産、山林又は給与収入)のいずれかの減少額が、前年のその収入の10分の3以上である。
- ② 前年合計所得額が1,000万円以下である。
- ③ 減少した事業収入等に係る所得以外の前年所得額の合計が400万円である

◆減免額の計算式

$$\text{対象保険税額} = ((A) \times (B) \div (C)) \times \text{減額又は免除の割合(D)}$$

※ただし、事業等の廃止や失業の場合は、前年の所得にかかわらず全額免除とします。

対象保険税額 = (A) × (B) ÷ (C)
(A) 世帯全体の国保税 (7月上旬に発送予定の納税通知書にてお知らせ)
(B) 主たる生計維持者の減少するところが見込まれる事業収入などに係る前年の所得額
(C) 世帯全体の前年の合計所得額

主たる生計維持者の前年の合計所得	減免割合(D)
300万円以下	全部
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1000万円以下	10分の2

◆減免申請(手続き)

申請は、令和2年度国民健康保険税納税通知書が7月上旬に通知予定になりますので、納税通知書が到達し、年税額を確認してから、主たる生計維持者に関する以下の書類をダウンロードし、納期限までに下記あてに提出してください。申請書のダウンロードができない場合は、中泊町税務課課税係にご連絡ください。

減免が決定すると、減免決定通知書または不承認通知書でお知らせしますので、通知内容に従つてお手続きをお願いします。

り患世帯

次の①と②をご提出ください。

- ①中泊町国民健康保険税減免申請書
- ②新型コロナウイルス感染症のり患を証明する書類(医師の診断書) ※費用自己負担

減収世帯

次の①～④をご提出ください。年度や年の違いにご注意ください。申請後、個別に書類の提出を求める場合がありますので、ご了承ください。

- ① 中泊町国民健康保険税減免申請書
- ② 令和元年分確定申告書第一表(収入額の記載のあるもの)、または収支内訳書や青色申告決算書の控えの写し
- ③給与所得者は、令和2年1月分から申請日の直近までの給与明細書
- ④ 転入者(令和2年1月2日以降)は、令和2年度所得課税証明書及び令和元年分の収入額がわかる書類

----- ! ご注意ください -----

減収の場合で減免額を計算できない場合は、減免申請書の裏面の「保険税減免額」欄を空欄としてください。

申請書類に不備がある場合は、いったん申請書類を返却いたします。

申請窓口は、中泊町役場 税務課 及び 小泊支所 とし、郵送による申請も受付させていただきます。

あて先・お問い合わせ先は、中泊町役場 税務課に限らせていただきます。

◆申請先・お問い合わせ先

〒037-0392 青森県北津軽郡中泊町大字中里字紅葉坂209番地

中泊町税務課課税係(減免申請)

電話番号 0173-57-2111 内線番号1214

※必ず税務課にご連絡ください。